

○内閣府、厚生労働省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第六号
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年運輸省、建設省、厚生省、農林水産省、郵政省、労働省、令第一号）第三条
総理府、大蔵省、文部省、通商産業省、

第一項及び第四条第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年七月内閣府、文部科学省、経済産業省）

府、総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志
経済産業大臣 齋藤 健
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

「一〇七略」

八 細分類二八一四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導体メモリア製造業、細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路実装基板製造業、細分類三〇〇一―有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二―スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三二―電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類三〇三三―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二―長距離電気通信業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―その他の固定電気通信業及び細分類三七二一―移動電気通信業

九 細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス

改正前

別表

「一〇七 同上」

八 細分類二八一四―集積回路製造業、細分類二八三一―半導体メモリア製造業、細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四二―電子回路実装基板製造業、細分類三〇〇一―有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二―携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇一三―無線通信機械器具製造業、細分類三〇三二―電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）、細分類三〇三三―外部記憶装置製造業、細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二―長距離電気通信業、細分類三七一三―有線放送電話業、細分類三七一九―その他の固定電気通信業及び細分類三七二一―移動電気通信業

九 細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業、細分類三九二一―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス

業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組み込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

「十〇十一 略」

十二 次に掲げる物の大分類 E―製造業

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いら

業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組み込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

「十〇十一 同上」

十二 次に掲げる物の大分類 E―製造業

イ 「同上」

ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材（半導体の原料を加工した物であり、半導体の

れる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。
（又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ
〔略〕

ニハ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ データの送受信機能を有するものであって、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具（スマートフォン、携帯電話機又はPHS電話機を除く。）

ヘ
〔略〕

十三 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業
イ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーズルエンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクラシクシャフトに限る。）

〔ロハ 略〕

製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。
）

ハ
〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

ニハ
〔同上〕

十三 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業
イ ディーゼルエンジン（二サイクルであり、かつ、連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及びその部分品（クラシクシャフトに限る。）

〔ロハ 同上〕

「十四ゝ十八 略」

十九 細分類二一七―ガラス繊維・同製品製造業（石英系光ファイバ素線の製造業に限る。）

二十 細分類二二三―コンクリート製品製造業（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）の製造業に限る。）

二十一 〔略〕

二十二 細分類二三四―光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）（石英系光ファイバケーブルの製造業に限る。）

二十三 〔略〕

二十四 〔略〕

二十五 〔略〕

二十六 細分類二六三―金属工作機械用・金属加工機械用部品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）（数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるボールねじ、リニアガイド又はリニアスケールの製造業に限る。）

〔号を削る。〕

二十七 〔略〕

二十八 〔略〕

二十九 〔略〕

三十 細分類二八二―抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業（積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る。）

三十一 〔略〕

三十二 細分類二八九―その他の電子部品・デバイス・電子

「十四ゝ十八 同上」

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十九 〔同上〕

〔号を加える。〕

二十 〔同上〕

二十一 〔同上〕

二十二 〔同上〕

〔号を加える。〕

二十三 細分類二六七―半導体製造装置製造業

二十四 〔同上〕

二十五 〔同上〕

二十六 〔同上〕

〔号を加える。〕

二十七 〔略〕

〔号を加える。〕

回路製造業（S A W（弾性表面波）フィルタ、B A W（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

三十三 〔略〕

三十四 〔略〕

三十五 〔略〕

三十六 〔略〕

〔号を削る。〕

三十七 〔略〕

三十八 〔略〕

三十九 〔略〕

四十 〔略〕

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

二十八 〔略〕

二十九 〔略〕

三十 〔略〕

三十一 〔略〕

三十二 N C 金属工作機械等を使用するために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業及び細分類三九一三―パッケージソフトウェア業

三十三 〔略〕

三十四 〔略〕

三十五 〔略〕

三十六 〔略〕

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（適用期日）

1 この告示は、公布の日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）又は同法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った特定取得又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。